

令和3年(厚)第1151号

令和4年9月30日

主文

- 1 後記「事実」欄第2の2記載の原処分のうち、○円を超える部分を取り消す。
- 2 その他の再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条による老齢厚生年金(以下「特老厚年金」という。)の支給の増額を求めるということである。

第2 事案の概要(再審査請求に至る経緯)

1 請求人は、令和○年○月○日に○歳に到達し、同日を受給権発生日とする特老厚年金を受給しているが、同年○月から雇用保険法による高年齢雇用継続基本給付金(以下「高齡雇用給付金」という。)月額○円、年額○円の支給を受けた。

2 厚生労働大臣は、令和○年○月○日付けで、請求人の特老厚年金について、①令和○年○月分は、基本額○円、支給停止額○円(内訳：在職支給停止○円、高齡雇用給付金との調整額○円)、年金支給額○円と改定し、②令和○年○月以降は、基本額○円、支給停止額○円(内訳：在職支給停止○円、高齡雇用給付金との調整額○円)、年金支給額○円と改定する旨の処分をした(以下、これらの改定処分のうち、高齡雇用給付金との調整額を○円とした部分を「原処分」という。)

3 請求人は、原処分を不服とし、社会保障審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

1 高齡雇用給付金は、雇用保険の加入期間が5年以上ある60歳から65歳になるまでの加入者に対して、支給対象月に支払われた賃金の額(以下「支給賃金額」という。)が60歳到達時の賃金相当額(みなし賃金日額に30を乗じて得た額。以下「みなし賃金額」という。)の75%未満になった場合に、支給賃金額の最高で15%に相当する額が雇用保険等から支払われるものである。そして、高齡雇用給付金の額は、支給賃金額に厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とされている(雇用保険法第61条、雇用保険法施行規則第101条の4)。

2 他方、特老厚年金の受給者が高齡雇用給付金を受けるときは、高齡雇用給付金との調整として、年金の一部が停止される。これは、高齡雇用給付金と特老厚年金が、いずれも65歳前の者に対する社会保障給付としてその趣旨において重複するものがあるからである。

すなわち、厚年法附則第11条の6第1項第2号は、特老厚年金の受給権者が被保険者である日が属する月において、高齡雇用給付金の支給を受けることができるときは、当該特老厚年金について、標準報酬月額に厚生労働省令で定める率を乗じて得た額(以下「調整額」という。)に相当する部分の支給を停止としている。そして、厚生年金法施行規則(以下「厚年則」という。)第34条の4は、厚年法附則第11条の6等に規定する厚生労働省令に定める率は、次の第1号に掲げる額から第2号及び第3号に掲げる額の合計額を減じた額を第2号に掲げる額で除して得た率に15分の6を乗じて得た率とすると定めている。

第1号 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第61条第1項に規定するみなし賃金日額に30を乗じて得た額に100分の75を乗じて得た額

第2号 当該受給権者に係る標準報酬月額

第3号 第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に1400分の

485を乗じて得た額

- 3 請求人は、高齢雇用給付金との調整額(○円)が高齢雇用給付金の額(○円)を上回っていることに不服があるとしており、本件の問題点は、原処分の相当性である。

第2 事実の認定及び当審査会の判断

- 1 本件記録によると、請求人の60歳到達時のみなし賃金額は○円、令和○年○月の支給賃金額は○円、同月の標準報酬月額額は○万円であることが認められる。これを、前記厚年法附則第11条の6第1項第2号及び厚年則第34条の4の規定に当てはめると、別紙2の保険者意見の別紙に記載されているとおりであり、調整額は○円となる。これは原処分の調整額と合致するが、この額は、高齢雇用給付金の支給額○円を超えるものである。

- 2 このような現象が生じるのは、高齢雇用給付金の額は、支給賃金額を基準として、みなし報酬額と支給賃金額との差額を基に計算されるのに対し、特老厚年金の調整額(支給停止額)は、標準報酬月額を基準として、みなし報酬額と標準報酬月額との差額を基に計算されるため、本件のように支給賃金額(○円)が標準報酬月額(○円)を上回り、その差額が比較的大きい場合には、支給される高齢雇用調整金の額を上回る額の調整額が計算上生ずるからである。しかし、前記のように、高齢雇用給付金の受給者について特老厚年金の支給の一部を調整(停止)する趣旨は、給付金と年金の二重の支給を調整することにあるから、その趣旨に照らすと、調整額(支給停止額)は、高齢雇用給付金の額を超えることはないというべきである(当審査会は、公開審理期日において、保険者に対し、調整額が給付額を超えることの合理性について説明を求めたが、その点の回答はなかった。)。これを前記厚年法附則第11条の6第1項の規定に即していえば、同項の解釈として、高齢雇用調整金の額を上回る額の調整額が計算上生ずる場合は、調整額は高齢雇用給付金の支給額を上限と

するとの規定が黙示的に含まれていると解すべきである。そうだとすると、本件の調整額は高齢雇用調整金と同額の○円となる。

なお、当審査会は、前記の高齢雇用給付金と特老厚年金の調整の趣旨に照らすと、調整額が給付金の範囲内に収まる場合であっても、調整額が高齢雇用給付金の額に対してできるだけ一定の割合になるように、保険者においてより適切な率を措定するなどの方策を講じることが望ましいと考えるものである。

- 3 そうすると、原処分の調整額のうち年額○円を超える部分は相当ではないので、これを取り消すこととし、その余の部分については本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。